第1回 京都市京町家保全・継承審議会 新築等京町家部会

開催日時	平成30年11月7日(水)午後6時~午後8時
開催場所	らくたび京町家 2階
出 席 者 (委員は, 五十音順)	部会長 髙田 光雄(京都美術工芸大学 工芸学部 教授) 委 員 伊庭 千恵美(京都大学大学院 工学研究科 助教) 〃 内山 佳之(公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 理事) 〃 梶原 義和(公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 副会長) 〃 木村 忠紀(京都府建築工業協同組合 理事長) 〃 中嶋 節子(京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授) 〃 宗田 好史(京都府立大学 生命環境学部環境デザイン学科 教授) 〃 若村 亮(株式会社らくたび 代表取締役)
欠 席 者	なし
議題(案件)	 開 会 委員紹介 議 題 (1) 部会の役割・スケジュール (2) 検討の進め方 (3) 新築等京町家に求められる京町家の知恵 4 閉 会
資料	 ・ 配席図 ・ 資料1 委員名簿 ・ 資料2 部会の役割・スケジュール ・ 資料3 新築等京町家の検討の進め方 ・ 資料4 伝統的な京町家の知恵 ・ 参考資料1 これまでの類似の取組

発言者	発言の内容
	1 開会
事務局	ただいまから、京都市京町家保全・継承審議会の第1回「新築等京町家部会」
	を開催させていただきます。
	各委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがと
	うございます。私は、都市計画局で京町家保全活用担当課長をしております関岡
	と申します。どうぞ,よろしくお願いいたします。
	それでは、初めての会ということで、開会に先立ちまして、都市計画局まち再
	生・創造推進室都市づくり企画担当部長の高橋から一言ごあいさつ申し上げます。
高橋部長	皆さま、ありがとうございます。京都市まち再生・創造推進室で担当部長をし
	ております高橋でございます。
	この部会は、京町家保全・継承推進計画に記載されました、京町家と認められ
	る新築等の住宅の在り方、および誘導策について検討することを目的に設置され
	たものです。この会にいらっしゃっている委員の方々はご承知のことと思います
	が、今日は傍聴の方もいらっしゃいますので、現在、京町家の置かれた状況につ
	いてご説明します。
	京町家については、平成20年、21年に調査した段階では約4万8千軒あったも
	のが平成28年には約4万件まで減少し、年間当たり約800軒が減少しているという
	ことです。
	京町家保全・継承推進計画をご議論いただく中では、主に、現在ある京町家を、
	どういった方策で残していくべきかということを中心にご議論いただきましたけ
	れども、京都らしい町並み景観を保全し、生活文化を継承していくためには、新
	しい京町家をつくっていくことも必要なのではないかと、そういったご意見もい
	ただいたところです。
	審議会本会の中での議論を少しご紹介させていただきますと, いま 4 万軒ある
	京町家を4万8千軒に戻す。また、将来的には10万軒とかいった数に持っていく
	という積極的な方策も必要ではないかという力強いご意見もいただいたところで
	す。
	新しい京町家の基準をどうしていくかについては、この部会の中で今後、ご議
	論いただくことになりますけれども、われわれとしては、今日、原案として出さ
	せていただくものとして、まずは京町家保全・継承推進計画の確定時にご議論い
	ただきました京町家の価値, すなわち景観への寄与という価値と生活文化の価値,
	その二つをベースにしながら考えていけたらと思っているところでございます。
	また、よい基準を策定しても、それが普及しなければ意味がないということも
	考えているところです。一般的に、基準を高くすればするほどコストが高くなる
	- 2 -

という問題も生じますので、いかに普及していけるのか、そのために、どういう 基準であるべきかということも考えていきたいですし、また、その基準だけの問題ではなくて、それを普及させるための誘導策が、どうあるべきかということも 一緒に議論していただきたいと考えております。

委員の皆さまの幅広い観点からのご意見をいたださつつ,新しい京町家と呼ぶ ことができる基準を策定していきたいと考えておりますので,ご協力のほど,よ ろしくお願いいたします。

以上で、簡単ではございますが私からのあいさつとさせていただきます。

事務局

(資料確認)

2 委員紹介等

事務局

(委員紹介)

(部会の成立・会議の公開の説明等)

部会長あいさつ

髙田部会長

それでは、あらためまして髙田でございます。よろしくお願いします。この部 会の役割として三つあるということで、後で説明があります。

いままで京都市の方と話をしていて一番分かりやすい説明だと思ったのは、町家が減っていくんですね。新町家をカウントすることができると、既存の町家と新町家を足すと増えていくというようなことが起こるのではないか。そういう状況になることが京都のまちづくりにとっていいことではないかと。そういう考え方も、議論はしていただきたいと思いますが、あってもいいなとは思った次第です。

ただ、新町家を考える意義というのは、全体としては、もう少し幅広いものがあると思います。これは最近書いたものではなくて10年前に書いたものです。実は、この新町家の議論は私が学生時代からあります。というよりも、それ以前からあるんですね。

私自身は1970年代ぐらいから、そういう議論をして、10年か15年たって、またやってと、そういう議論を何回か繰り返しながら、これは2009年と書いてありますが、たまたま、建築士会のニュースレターに「新町家への期待」ということで、当時の条件の中で、また新町家の議論が出てきたわけですね。

主として環境問題の深刻化とか、新たな意匠やエネルギーに関するさまざまな 法整備の議論の背景の中で、新町家の議論が出てきたということがございます。 その後に、第1、第2、第3と書いております話は、かなり普遍的な話だと思っ ています。 先ほどからの事務局のご説明にもありますように、生活文化の継承と発展という視点から新町家を考える意義があるというのは、かなり本質的なものがあって、いつも申し上げていることですが、自然との関係や社会との関係、それから、住まい手との関係といった、京町家というのは要するに、そういう関係ということを非常に重視した、あるいは、そういう関係を適正化することを実現しようとした建物だと私自身は思っています。

そういう考え方は、現在の住環境を考える上で大変重要で、現代的な価値があると思っております。そういう観点で生活文化の問題というのを、ぜひこの機会に、もう一度考えてみたいと思います。

二つ目の,循環型の木造建築システム。これは木造建築の再評価とか,山と町の関係を考えるとか,木材需要とか,いろいろな観点で,いま議論になっておりますが,町家の場合,そのことに加えて,木造建築の伝統的な工法の担い手が激減しています。

国勢調査で毎年,建設業に関わる職人の数が分かるんですけれども,大工さんだけではなくて,あらゆる職種で伝統的な建物を維持管理することすら危ぶまれるような状況が出てきています。

私は伝統工法でなければいけないという考え方ではなくて、しかし伝統工法がなくなってしまってはまずいと思っているわけです。要するに、将来世代にとって、伝統工法も、それ以外の工法も選択性があるという状況が次の世代に受け継がれることが大事だと思っています。

そういう立場から、伝統工法を何としてでも、つぶしてしまわないことが大事だと思っていて、そういう観点でも、この循環型の木造建築システムの再構築ということを考えていただければと思っているところです。

三つ目の、これも、いつも申し上げている家と町との関係ということで、町家というのは敷地の中に勝手に建っている建物ではなくて、町のシステムの中で、町と家との関係性を保ってできている建物であって、だからこそ高密な居住が可能であり、それから、さまざまな変化に、しなやかに対応していくことができるという条件を持っているわけですが、これがもう、どんどん壊されているわけです。

新町家と呼ぶかどうかも別なんですが、私は、どちらかというと既存町家と共存できる建物をつくっていくことに関心があって、それによって、ずたずたになった町のシステムを再構築していくことが必要であって、そのために新しい町家ということを考えていく意味合いがあるのではないかと思っております。そういうことも、ぜひこの場で議論していただければと思っているところです。

10年前のもので申し訳ないですけど、基本的には、こういうことをずっと考えて、それ以前から、いろいろな取り組みをしてきたつもりですけれども、まだまだ、そういうことがリアルな状態になっていかないというよりも、むしろ、いまは、条例ができたのに町家がどんどん壊されていくという危機的な状況だと思い

ます。

それを何とか、いろいろな方法で、この京都の町を継承・発展させていくこと に寄与する、そういうディスカッションを、ぜひ皆さんにしていただければと思 います。よろしくお願いいたします。

職務代理について

髙田部会長

最初に、ちょっと形式的な話で申し訳ありませんが、部会長の職務代理者を決めないといけないというのが条例施行規則第9条第5項に規定されているということです。

「部会長に事故があるとき,あらかじめ部会長の指名する委員が,その職務を 代行する」ということになっておりますので指名させていただきたいと思います。 宗田先生にお願いしたいと思いますが,よろしゅうございますか。

委員

(異議なし)

髙田部会長

では、そういうことでお願いしたいと思います。

3 議題

(1) 部会の役割・スケジュール

髙田部会長

それでは議事に入りたいと思います。1番目の議題, 部会の役割とスケジュールについて, 資料の説明からお願いいたします。

事務局

(資料2の説明)

髙田部会長

どうもありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして,ご質問,あるいはご意見があったら出していただきたいと思います。

スケジュールの話もありますが、まずは、われわれの役割というので三つ挙がっております。こういうことで、よろしゅうございますか。

はい, どうぞ。

宗田委員

長年,こういうことが言われてきたというのは、おっしゃるとおりですが、ただ、この間、いろいろな変化があったと思うんですね。

生活文化ということが、いま話題に出ていますが、「文化芸術基本法」の制定 を受けて、今日も午後、まさに、このテーマでシンポジウムをしていたのですが、 生活文化の捉え方が、ずいぶん変わっているわけです。

町家は、その生活文化を巡る議論から、ちょっと遅れているかな、離れている

かなという気がしないでもない。例えば、茶道、華道、書道に食文化が加えられたわけですが、当然、生活文化の中には服飾文化、衣ですね。それから住文化。 学びとか遊びとか、仕事の文化とかいうのが多様にあるわけですが、そういう議論を無視したとは言いませんけど、その生活文化の中心には、ちょっとないような気がします。

これは、住宅政策の根本とも関わるんだけれども、21世紀になってからの20年間に、日本の家族が、どう変わっているか、それによって住まい方がどう変わっているか。単身世帯が増えたとか、高齢化したとか、離婚率が上がったとか、もろもろのことがあるわけで、実際、暮らし方が急速に変わっています。それに合ったような住宅供給、住宅産業が発達してきているわけですね。

それは、戦後70年の間に大きく変化してきたけれども、21世紀になってからも変化しているわけで、そこに、例えば2007年の景観政策なり、今度の京町家条例があり、さっき言いましたけど、既存不適格だった京町家が、例えば三条条例(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例)によって扱い方が、またちょっと変わっているということがありますね。

これから議論すればいいんだけれども、平成の京町家という議論が10年くらい前に出るわけですが、私の理解では、いま髙田部会長がおっしゃったような趣旨がある反面、大きく見ると、景観政策の中で適応する建売住宅と、あるいは適応するハウスメーカーさんの住宅と、そうでないものがあって、地元の京都市内の建築業者さんが適応するための一つの方法として、皆さんで知恵を出し合って、その京町家をつくってきた側面があるんだけれども、その景観政策が11年経た中で、いよいよ本格的な人口減少社会が来るわけです。

そうすると、11年前に対応した住宅産業、あるいは建売業者さんと、いま11年 たってからの住宅産業では大きく違う。それは、おそらくフローからストックへ 日本全国が変わろうとしている。特に京都では、フローからストックへというの は昨年の町家条例の大きな精神です。

その中で、さらに人口減少が。また世帯数は増えているわけです。人口は減っていても。だから住宅需要というのは、まだ高止まりしているように見えるけれども、その世帯数が減少しだすと途端にということと、あと生産緑地とか幾つかの問題が今後、2020年代に起こってきます。

そういう固定観点の中に、町家が壊れていく、それに見合うような新しい町家をつくるということなのか。それとも、新しいものはつくらなくても、いまあるストックを、もっと大切に使っていく、そのストック流通の仕組み。

もともと、この部会は、そういう仕組みなんだけれども、そういうところに、 どうシフトするかということがあるわけで、そういう全体の状況を見ると、この 部会の役割をアップデートしていくことが必要だろうと思います。

いきなり、ここに「平成の京町家で、これまで整理した」と書かれても、では 平成の京町家以降のことはどうなっているんだという議論があります。特に、こ の5年とか10年は、ちゃんと検討しなければいけない。

というのは、これから10年の間に、おそらく社会はもっと変わっていくし、世帯数の減少が起こると言っていますけど、その結果、伴ってくる町家の問題、あるいは、その中に住む家族の問題、それから町並みの問題、社会の問題ということがあるものですから、ちょっと延長上で考えられない部分があるかなという気がしています。

髙田部会長

ほかに,いかがでしょう。

具体的には、これから先の議論の中で展開されていくことになると思いますが、いずれにしても、1番目は何を議論しなければいけないかということを議論することに近いような気もします。2番目は若干、認定とか何らかの施策に載せるという政策的な意図があるようですので、そういうことについて議論していただくと。3番目は、その手段ということだと思います。

平成の京町家というのは、実は、ご存じの方もたくさんあると思いますが市民 会議の中で生まれた議論でした。制度との関係で言うと、国の長期優良住宅の制 度を京都型にするということで、もともと提案としてはあったんですね。

だから、長期優良の基準を満たさなくても、平成の京町家の基準を満たしたら、京都では長期優良になるということを提案していたんですが、実際の運用のときには、国の基準も満たし、京都の基準も満たさないといけないということで運用せざるを得ない状況になって。

ここで言うと、3番目の施策のデザインのところでボタンの掛け違いのようなことがあったという反省点があるわけです。1番目と2番目の話はクリアしても、3番目のところで間違えると、うまくいかないという教訓も得てございます。そんなことも含めてご検討いただけたらと思います。

いずれにしても、具体的な検討や議論をしていただくということで、よろしゅうございますか。取りあえず、スケジュールも、こういうかたちでよろしいですね。もし、もっと回数を増やすべきだとかいうことがあったら言っていただいたら。3回やるだけでも日程調整が大変かなと、いま思っているところですが。

委員 (異議なし)

- (2)検討の進め方
- (3) 新築等京町家に求められる京町家の知恵

髙田部会長

続いて、次の資料の説明をお願い致します。

事務局

(資料3,4の説明)

髙田部会長

それでは、いまの資料の内容についてのご質問でも結構ですし、これに関連するご意見でも結構です。今日は第1回ですので、どちらかというと、先ほどの新築京町家の検討というのは、いったい何をやるべきかということを皆さんからご意見として承りたいと思います。

資料のご質問でも、もちろん結構ですけれども、ご意見を賜れればと思います。

木村委員

新築京町家というときに、資料4の中に古い伝統のもののスケールを、ずっと 挙げていただいているけど、いまの古い京町家は、人間5尺のときに5尺7寸の 内法で6・3という畳の割ができているんです。

なので、例えば、この状態では車いすが入れないんです。せっかく、そこまで 考えるなら、車いすが入れるような京町家を新たに提案することも必要ではない かと思います。スケールもそうです。

ただ問題は、木の固定寸法が、長さが2メートル、3メートル、4メートルという基準で来ているから、大きくすると5メートル材が要ったりするんです。そういうことからいくと、例えば山と共同で、4メートルの材料は4300ちょうだいというような、山から切り出すときに、そういう林業家との協力もあってモジュールを変える。

何で、いまの畳の寸法だけにこだわったモジュールで家をつくらないといけないかというのが、私は、せっかく新しいものをつくるなら変えたらどうかと思うんです。それから、廊下の幅は最低1200にしましょうと。そうしたら車いすの人が、くるっと回れるとか。せっかく「新」と付けるなら、一つの課題として、そういうことも考えられないかとは思います。

髙田部会長

関連するご意見でも結構ですが、違う話でも結構です。今日は自由に。

中嶋委員

私は専門が歴史ですので文化財的な建物をずっと見てきていて、やはり現代に使われてきた京町家というのは非常に高い完成度を持ってつくられていて、なかなか、これを超えるのは、何をつくっても怪しいものにすぎないのではないかというふうに、思ってしまうところがあります。

それと関係して、いまの木村棟梁のご意見で、やはり、その時代、時代で新しいものを生みだしていかないと、都市住宅の意味はないのではないかと思っています。

いま挙げていただいている要素は、非常によく挙げていただいていると思うんですが、こういうものをきっちり守る、いわゆる伝統的な系譜の中にある町家と、そうではなくて、べつにRCでも構わないと思うんです。RCでも町家としてというか、都市住宅としての環境を持っていたり、京町家と共存できるようなものは推奨してもいいのかなと私は思っています。

なので、いまは伝統的なものに偏っているイメージがあるんですけれども、も

う少しグレードをもって、ものすごく新しい材料を使うけれども、ちゃんと庭が あるとか、接道して隣の家と互いに接近したかたちで中間領域を持っているとか、 単なる意匠とかだけではなくて、本質的な中身として京町家と呼んでいいものは あると思うので、少しグレードを幾つかつくっていく。

こうでなければ駄目というのではなくてレベル感というか、幾つかのグラデーションみたいなものの中で、京都の町の中に住むとはどういうことかを体現するような建物を京町家と呼ぶべきではないかと思っているので、この平成の京町家から、ずっと続いているのは、わりと伝統寄りのことなんですが、もうちょっと現代的な住まいを考えていく上では、もっと幅を持たせた制度、考え方もあっていいのかなというふうに思います。

だから, 京町家とは何か, 京都に住むこととは何かということを, もう少し本質的に突き詰めて議論する必要があるのではないかなと思っています。

髙田部会長

もし関連するご意見があったら。

宗田委員

いまグレードというお話があった。幾つかのグレードがあると思うんですが、例えば、資料4の「京町家 3つの視点」でいうと、「いえとまちの関係性」というのがグレードとしては一番低いというか分かりやすい、景観政策、都市計画で、きっちりできることだと思います。

「木造建築のシステム」というのは、いまおっしゃったとおり、木造である必要があるかどうかという問題と、本当に木造を追求しようとすると、かなりレベルが高くなるという話。

それから、「京都独自の生活文化」というのは、ほとんど定義のしようもないというか、考えるべきことがあるだろうとは思うんですが、同じように、資料3の1、目的の③「伝統構法など、技術・技能の継承のため」。文化財保護制度の、いわゆる選定保存技術とかも含めて、京都独自の制度をつくるというのは教えれば済む話、守ることができる。

②の趣のある町並みの形成というのは、さっき言った「3つの視点」でいう③ のことと、「いえとまちの関係」。やっぱり①が京都の生活文化の継承と発展の ためなんですね。

いまの中嶋先生の話を聞いていて思ったのは、継承とか保存とかいうことの議論と、都市住宅としての、都市に住むということの意味。それも京都らしいという部分と全国共通、あるいは世界的に共通する部分が、きっとあると思うんですけど、その中心になるのは生活だと思うんです。

さっき言ったように、いま、いろいろな分野の方たちが生活文化とおっしゃっているわけで、私も建築出身なんですけど、建築の人は物さえ残れば継承したと考えている。あるいは、都市計画もやっているんですけど、都市計画の人は空間が残ればコミュニティーまで残ると思ってしまう。あるいは、建築土木とか景観

をやる人は、写真さえ撮っておけば美しさは残ると思っている。実は生活文化というのは物ではないということを散々言われるわけです。

例えば、畳の京間は63目、土間に行くと53とか決まっていて、それは高さとかの問題だけではないし、茶道の給仕をするときとか、お茶を置くときとか、その目を数えている人が京都には、まだいるんです。それを、車いすを押すために勝手に変えることを生活文化と言うのか。

その辺を、ちゃんと見てこないといけなくて、われわれは物で見てしまうと、何を継承し、何を守るということが分からないまま、建築的な限られた発想に陥りやすいということがあって。いま木村棟梁は伝統文化を継承しておられるけれど、もっと別の文化を継承している人に聞いたら、いまの話はどうなるのかなということも考えてしまう。

だから、生活文化というのまでは挙げなくてもいいんじゃないかなぐらいに思っている。生活文化の継承とまで町家で言わなくても、自分なりにやっていく方法はあるし、残すなら、もっとフルセットで、生活文化と言うなら、町家以前に残さなければいけない、生活の実態そのものがある。ただ、その生活は急速に変わっているわけです。

町家以上に、建築以上に、お茶やお花の人は、ものすごく危機感を持っていて、「あんたらはのんきだな」みたいなことを言われるわけです。町家さえ残れば生活文化が残るみたいなことを。現に、われわれは、いまここにいて十分、これは町家かなという感じがしますけど、お茶とかの人が見たら「何なんだ、このしつらえは」と怒ったりする人もいるわけですね。床の間の使い方とか。

それは、そういうことだと思うので、ちょっと、そのグレードというものを上手に考えていかないといけないという。われわれの狭い世界の中で考えても完結しないことになるよということは、われわれは気付くべきだし、もっと学ぶべきだと思います。

伊庭委員

いま宗田先生のお話を伺っていて、生活という話と生活文化というのがあると思うんです。木村棟梁が、さっきおっしゃっていたのは、どちらかというと生活。生活のしやすさとか、生活そのものが文化になっている生活と、いま現代的ニーズとおっしゃったと思うんですけど、皆さんエアコンは使われていますし、町家の正面に室外機が付いているような状態の中で、でも、それはいまの生活であって、文化ではないと思うんです。

生活として守らなければいけないものもあると思いますし、生活そのものも文化になって守らなければいけないというものは、ちょっと違うのかなと、今お話を伺っていて思いました。

梶原委員

以前でも、文化財的にあるものというのは高級志向だったと思うんです。われ われ不動産関連で流通を図ろうと思えば、やはりコスト面を考えるんですね。そ のコスト面で、どうなのかということを現実的に捉えて、いま、こういう社会の中で、所得が減っていく時代の中で、どうしていくかということも一つの議論の対象として考えるべきだと思います。

そこで、いまの議論の中で木村棟梁のおっしゃっている、将来、車いすになったときにどうするのかということまで考えることと、現在、われわれより、ちょっと下の世代が子育ても含めたかたちでの生活を考えるべきかということも含めて議論されることだと思います。

髙田部会長

ほかに関連するご意見ございませんか。

内山委員

グレードの話なんですけど、取り組みやすいグレードもつくらないと、どんど ん悪くなっていきそうなので。その辺で、皆さんに知っていただく新町家という ことも普及していったらどうかと思います。

宗田委員

私も、まったく同じ考えで、そんなにグレードを上げなくても、③の「いえとまちの関係性」が確保されるくらいでもいいと思っているんです。中嶋先生は、 そこに木造を乗せなくていいとまでおっしゃっているわけで、それはどうですか。

中嶋委員

グレードという言い方は、ちょっとあれですが、オルタナティブがあっていいと思うんです。みんなが京町家に住むという選択ができなかったとしても、京都の町に京町家と一緒に建っても、あるいは町並みとして並んでも、やはり京都らしい町だと思われるような建物というのは、必ずしも京町家の表構えをしているものだけではないと思うんです。

そのときに、では何を守ればいいのかという、その最低限守らないといけない ことと、それにだんだん足していくかたちで、本当に伝統的な工法で、伝統的な 非常にいい材料を使って、棟梁が建てるようなおうちというのも、その一つであ るし。

そうではなくてRCで建てる新しい建築であったとしても、町家の中にあって都市に一緒に住むということのルールが守られていれば、それもある意味、非常に新しい京町家の在り方だと思っています。私は、だから幾つかのオルタナティブというか選択肢みたいなものがあってもいいのかなと思います。

ただ,この新築等京町家として認定するものとして,どこの範囲までというの はあるかと思うんですけれども。

宗田委員

ベースがあって、その上にオプションでいろいろ乗っていくのでもいいですか。

中嶋委員

そうかもしれないし、それは議論を重ねていかないと分からないところではあ るんですけれども。

宗田委員

例えば、町家型共同住宅でも、③の「いえとまちの関係性」を非常に重視してつくっています。その上に、例えばRCでできていても、中に棟梁がつくった和風の部屋をオプションで入れる、そこに床の間がある。それを、コストにもよるけど200万円とか250万円ぐらいを掛けて畳の部屋を1個つくる方がいいのか、それとも高級なサウナ付きのバスをつくる。そのくらいの選択はあってもいいと。でもベースは町家型共同住宅で、私でも買えるみたいなことなんですかね。

髙田部会長

グレードという概念が、みんな少しずつ違うんだけど、先ほどの中嶋先生の言い方だと外観と空間とか材料とか、そういうふうに分けたときに、空間は、ある要件を満たしているけれども外観を満たしていないとか、そういう話としての議論と、それから、そのレベルはどうかという議論があるかと思います。

グレードというのを、どういう側面で新町家を捉えているかという議論と、ど の程度、そのレベルが高いかという議論とが、両方とも、いまグレードという言 葉で語られていたように思いますが、両方の話が、たぶんあるんですね。

だから、全ての側面において最低限のものを満たしているものでないといけないと考えるのか、ある面から見て京町家と共存できる、あるいは、それを生かした空間があるものを積極的に評価していこうと考えるのかという議論は、そのうちやらないといけないのではないかなと思っています。

最初に木村棟梁は、たぶん話を戻そうという意図もあって、いまのような話を されたと思いますが、寸法の話は本当に大事だと思っているんです。かつ、木村 棟梁のように6尺3寸をさらに広げろという話が一般的にはなくて、たいてい、 どこまで小さくできるかという話が普通なんです。

6尺3寸,3尺1寸5分というのは,やはり,ある意味では,よくできた寸法だなと感じるんですけれども,そういう寸法の合理性と,先ほど棟梁が言われたような現代的な生活ニーズの折り合いをつけることができるかどうかだと思うんです。

だから、伝統的なものが現代的なニーズに合わないとは限らなくて、私は、むしろ伝統的な京町家の知恵というのは、いま建っている現代の住宅よりも、もっと現代的なニーズに合うものがたくさんあると思っている。ただ、その組み合わせ方がうまくいっていないので、それが実現していない部分がたくさんあると思います。

寸法について言うと、戦後の建築政策の大きな失敗だと思いますけれども、寸 法ルールをまったく壊してしまったことが、いろいろな意味で不合理なものをつ くってしまって、これを何とか再生したいと思うんです。

われわれの大先輩の藤井厚二さんが、実はメーターモジュールというのを早い 段階で提唱するんです。私は、これは京間を、ある意味で破壊する考え方だと一 時思ったんだけれども、よくよく考えるとメーターモジュールというのは、ひょ っとして京間と共存できる新進の寸法体系として考えていたのかもしれないと, ある時期から思いだしました。

そういうふうに考えると、いろいろな建具の問題も、要するに寸法調整ができる範囲で、ハウスメーカーでもメーターモジュールを使っているところは、何とかこれから、ごちょごちょと変えながらやると、どこかで折り合いがつくかもしれないけれども、がたっと小さくしているところは、もうまったく、その折り合いのつけようがないということがあるのではないかと。

だから寸法の問題というのは本当に、いま木村棟梁が言われたのは製材との関係とか、そういう話から大きな影響が出てくるわけで、それを、きちんとルールとして置くことは社会的に重要だと思うので、何とか、ある意味では京間の再生というのか。

宗田委員

ただ、そのレベルの話なのか、かもいに頭をぶつけて困るなんていうことは、 日本の1億2千万人の国民のごく少数、たまにあることです。そのくらい、われ われが日本建築に出合うことが少なくなっている現実は認めないといけない。

この床の間とか違い棚ということも、家庭科の教科書に載って小学生が試験で やるわけです。床柱なんていうことは普通知らないわけです。日本の90%の児童 は。家庭科の授業で教えなければいけないという状況で、お茶やお花をしている わけです。

それからモジュールの問題というのは、例えばストック、建具を使い回すとか、ディスマウントして組み立てるとか、分解するとかいうことがあるなら意味があるかもしれないけれども、いまはスクラップ・アンド・ビルドで、多少寸法が悪かろうが、いったんつくった建物を20年か30年で壊してしまえば済む話ですね、住宅なんていうのは。だからモジュールの関心が薄まっているわけです。

そこで、われわれが、もしモジュールをここに、京間の再生のことを言うなら、 本当にストックになっていくことの仕組みを、ちゃんとつくっていかないといけない。

髙田部会長

もちろん,そう思います。でも,そういうふうなことが求められているんだと 思いますから,寸法の問題というのは,やはり,もう一度,きちんとしたルール づくりをしていくという発想が要るし,それを特定の観点からだけ考えるのでは なくて,生産システム全体の中の合理性を上げる。

宗田委員

例えば、いまストックが、まだ壊れていくという話を町家ではしているわけで、 それをできるだけ、一つでも多く流通させたいということをやっているわけで、 それとはまた別に新しい町家もつくっていこうという話があるんだけど、とにか く、このストックを、中古マンションの流通もそうなんだけれども、ストックを 守ることに、もっと全力をかけないと、いまのモジュールの話は進んでいかない と思います。

髙田部会長

いま言われているストックというのは、町家のストックということを言っているんですね。そのとおりだと思います。

若村委員

程度の問題で、先ほどの委員会では、いまある町家をどう残していくか、保全していくか、継承していくか。もし本当に京町家に住みたいんだったら、その継承の方にのっとって、今ある町家に、どう住んでいただくかという方に大きくシフトするべきです。

新築するなら、こういう人にという、そこの住み分けをしておかないと、新築で、こういうのが京町家となると、じゃあ、いまある京町家に住んだ方がいいのではないかという、お薦めの方が出てくるのではないかという懸念もあって。

髙田部会長

そうですね。

若村委員

そこの、どの辺りから新築、どの辺りまで、いまの町家に住んでいただいた方がいいですよというふうにするか。ちょっと難しい気がしますね。

宗田委員

新築でも古い建具を使ってくれるとか、古い材料を使うとか。

若村委員

そうですね。

宗田委員

モジュールというのは、まさに古い建具が、ぴたっとはまる。

髙田部会長

まずは、今回検討する新築等の中にはリノベーションを含んでいるわけですから、それが一番こっちにあるのかもしれないですね。材料を使うというのがあって、それから、新しい材料で、伝統的な工法でつくれるかどうかという議論が出てくる。

宗田委員

今日は古材文化の方がいないけれども、古材文化がストックしている膨大な数の、いわゆる京間モジュールの部材を一定のコストで、そんなに高いことは言わないんだろうけど使わせてくれたら、新築のRCでも、建て売りでも、この1部屋だけは本物になると。

それが, 例えば200万円のオプションでできるとなったら, それは一つ, 重要なことかもしれないですね。

現に町家を壊された方が、三条の釜座町の「町家(ちょういえ)」のときに、 この間も、この不動産屋さんだったのでレクチャーに来ておられましたけれども、 おじいちゃんのところで出た桂石か何かを修復のときに使って、おじいちゃんの 大事にしていたものを,ここで再生してもらってうれしいとかいう方もいるわけです。そういうこともコンセプトの中に入れていくんですよね。

中嶋委員

そういう建具の流通というのは、もちろんあっていいと思うんですが、でも安 易に、それを認めるというのは、やはり解体していくものを。

宗田委員

いや、解体は認めないですが。

中嶋委員

なかなか、その辺のバランスが難しいので。すでに中古屋さんにあるものとか、 流通のところにあるものを活用していくのは一つのテーマとしてあるかなと思う んですけれども、それを使ったら新町家ですよというのは、何かちょっと、それ だけではないかなというふうに思うので。

宗田委員

解体を促進しているようですね。

中嶋委員

その辺の, 新築と町家というのを, どう定義づけるかというのは。

本当に町家に住みたい人は中古を買って住むわけですね。そうではないか、そこに手が届かない人たちが、どういう住宅を求めるかというときに選んでいただけものは何なのかということですけれども。

若村委員

妥協点みたいなかたちでいくと、京町家から新築という方に行くと、いろいろな寸法の制約とか部材の制約があるので、いま本当に、日本の技術で建てる新築、それを京町家に寄せていくとしたら、どういうふうになるのかというのが落としどころのような気がしないでもないですね。

梶原委員

ハウスメーカーでも、おっしゃっているようなかたちで大量生産できるような 京町家風みたいなのができるようになれば、それは流通できると思います。棟梁 が一軒一軒建てるという伝統工法もありますけれども、その中には、パネルでこ しらえていく工場生産のハウスメーカーの家もありますので。

そこの定義づけをしていけばいいことであって、それを議論したらいいかなと は思うんですけれども。

宗田委員

いわゆる景観政策適合のハウスメーカー製品というのがありましたね。

ただ、それは景観政策適合だから外観が合っているだけで、ここで言っているような敷地とかまではいかなくて。それが、もう一歩寄ってくるとか。それから、もっと細かな、西陣の密集の長屋の一角にできるようなものというのを。景観政策適合から、町家政策適合型にグレードアップするようなことをおっしゃっていると思うんですけど。絶対に必要ですよね。

梶原委員

そうです。それと昔のいわゆる連棟建ての、いまで言うテラスハウス的なことで集合住宅をこしらえるとか、そういうことでやると、また町並みも生活文化も、 そこに残ってくるのかなという気はします。

宗田委員

あとは、いまおっしゃったようなハウスメーカーだと、かなり価格が高いじゃないですか。だからわれわれでも手が届く京町家風の部品ができれば、建売業者さんでも、もうちょっと安くできるようになると思うんです。

髙田部会長

ほかに、いかがでしょう。いままでの文脈とは全然違う話でも結構です。

若村委員

京都らしいと言われるような町並み形成からいくと、ここに建ってほしいなという、ここできれいな町並みになるなとか、そういう重点エリアがあってもいいのかとも思います。この辺りは特に新築京町家推奨エリアみたいな。

そういう思いを持って皆さんに入ってきていただいて、地域のお祭りであったり、その地域とのつながりも大切にしながら、そこで、新築京町家で生活していかれるというのを、うまく誘導できると、いい町並みが戻ってくるのかなと思いますね。

中嶋委員

それでしたら、いま京町家条例で地区指定されているようなところに、そうい うかたちで、はめ込んでいくのが有効かなと思います。

髙田部会長

既存町家ではないものを変更するときには新築京町家にしていただくという話ですね。

中嶋委員

ちょっと伝建地区(伝統的建造物群保存地区)みたいになってきますけれども。

若村委員

そうですね。

中嶋委員

そのときに、どの程度までの建物にすることを求めるかですね。

若村委員

そうですね,程度になりますね。

宗田委員

だから、伝建地区よりは、もうちょっと自由でクリエーティブで良いと思いま す。でも守るべきものは守っていく。

実際,いまの景観政策で決めている高度地区とかいうのは,伝建地区などと比べたら,はるかに緩いわけじゃないですか。だから,ここにも町家だけでなく共同住宅が載っているわけであって,実際に,そういうのも建っていますけど,重

伝建 (重要伝統的建造物群保存地区) にはならないようなダイナミックなものも 誘導できるといいと思います。

その誘導したものが新しいからこそ,より美しいとか,京都らしいというところに持っていきたいですね。

中嶋委員

間口規模が適当で、接道していて、要するに面が合っていてボリューム感がそこそこだったら、町並みに合うと思います。

素材感も、やはり天然素材というか。RCも天然素材で、私は、あまり嫌いではないんですね。木もきれいですけれども。そういう、いわゆる新しい材料ですけれども天然のものを使っていくとか、そういうことで町並みに落ち着きというか風格が出てくるかなと思っているので、私は、京町家の定義は割と幅広くすべきかなと思っています。

宗田委員

われわれはマンションが多く目につくものだから、モダン建築というものに関して理解が限られてしまうんだけど、例えば、安藤忠雄から、丹下健三、前川國男まで出してもいいかもしれませんが、日本の現代建築としての美しいRCの作品はいっぱいありますよね。その建築文化が、また花開いてくるようなことになればいいわけだし、質の高いものが、もっとつくられると思うんです。

中嶋委員

もちろん本格的な町家が建ってもいいわけですけれども。

宗田委員

もちろん。でも、そのレベルの高いものが平成の京町家であるべきだし、われわれが言う新町家であればいいと思うので。RCの新町家のコンペをしてもいいかもしれない。

伊庭委員

いま中嶋先生がおっしゃっていた接道するということは、すごく大事なことだ と思うんですけど、平成の京町家の認定を取らなかった理由の一つに駐車場という話が、かなりあったかと思うんです。

中嶋委員

そうですね。

伊庭委員

上手に車を止めるスペースを隠しながら、町並みにあまり影響しないようにされている住宅もありますけれども、結構セットバックして建ててしまっている。

中嶋委員

セットバックした後ろに町家のファサードを付けるという非常に気持ちの悪いものが。

伊庭委員

そういうでこぼこした通りは結構ありますよね。

中嶋委員

私は、そちらの方が気になるんです。町家のデザインそのものよりは、やはり、 どこに建っているかとか、敷地いっぱいにものを建てるとか、やはり、きちんと 庭をつくるとか、大きい間口のところだったら前庭があってもいいですし、何か、 そういう敷地全体の使い方と建物の位置みたいなものの方が、むしろ気になる。

宗田委員

いま自動車保有台数が劇的に減っているんです。まだまだ、住宅を買おうとする一般的な30代後半から40代の人は、まだマイカーにもこだわるし、全国的にはシェアリングも始まっているし、これから電気自動車も普及しますね。そうなったら、みんながみんな車庫が欲しいということはなくなるので、それを上手に誘導するような方法もあると思います。

環境主導のお話をされましたが、フライブルクとかヨーロッパの環境先進都市では町並み再生とカーシェアリングを上手にセットでつくっています。

現にタイムズがコインパークから上手に撤退しつつ、一方でカーシェアリングをやっていますね。ああいうことだと思うんです。それを誘導。新しい時代をつくっていくというときの新町家のアイデアですね。

髙田部会長

それを街区のつくり方と重ね合わせないといけないので、個人単位でやっているのでは駄目なわけです。やはり町家の本質というのは、個別の家が並んでいるわけではなくて、町としてマネジメントされているということなので、新町家をつくることによって町が戻っていくような文脈がないと、いまの話も結局、言っているだけになってしまいます。

宗田委員

ただ、タイムズさんが本当にカーシェアリングを町家の一角でやってくれたら面白いかもしれません。いままでは、町家を壊してコインパークというのが20年前からあったわけだけど、今度はカーシェアリングすることで町家を守ってくれるという。あるいは宅配業者さんとか。

髙田部会長

そういうことはありますね。ほかに, いかがでしょう。

伊庭先生にお聞きしたいのですが、そもそも新町家のニーズと、さっきの現代 的な生活ニーズの関係で、エアコンの話もありますが、いろいろな意味で設備依 存というのが非常にできています。そういうものでは嫌だなと思うニーズも高ま ってきているようには思うんですけど。

一方で、マンションで生まれ育った、うちの学生なんかを見ていると本当にそうなんですけれども、その環境しか経験していない、冬になっても、べつに鼻を垂らすわけでもなく、夏になっても、汗もが出てくるわけでもないという育ち方をしている人たちに、こういう自然との関係とかいうことを、いきなり言っても、頭の中では関心を持っても、たぶん生活としてはついていけないんですね。そう

いう状況を、どう考えたらいいのか。

伊庭委員

学生さんとか、授業のアンケートを聞いていると「そういう設備なんかに体を 慣らすと、体がなまって、おかしくなります」みたいなことを、むしろ若い人の 方が、すごく書いてくるんです。意外と、もうちょっと年配の人の方が設備に頼 りきりなのかなという感じはしているんです。

髙田部会長

そうですね。微妙なジェネレーション差はあって, さらに若い人の方が期待で きるかもしれない。

伊庭委員

昔より町の中が、夏だと暑くなってきているのも事実ですし、それは、ひとえに室外機が町中にどんどん増えていっているのと温暖化と両方あると思うんですけど、例えば屋根の断熱を、どの家もきちんとすることによって、各家のエアコンの台数を減らせたりすると思うんです。

そうすることで、もうちょっと町として温度を下げていくこともできると思う ので、設備に頼らないで、まず躯体でできることをきちんとした上で、最低限の 設備を付けるという方向性になればいいなと思っているんですが。

いまの状態だと、特に2階は、夏、暑くてしようがなくて、取りあえずエアコンを付けて何とかしのぎましょうということがあるので、そういった躯体の性能と、庇がきちんとあることによって、それで、やっと通風効果とかも出てくると思うので、そこら辺は、いまの技術と暮らし方みたいなものを上手に組み合わせることができたらいいなと思っています。

髙田部会長

ライフスタイルの誘導の展望みたいなものがあると、建築的には、もうちょっと、こうしたらいいということが言えるんだけれども、それが、ぐらついていると、ものすごく議論がしにくいですね。

中嶋委員

一方で、高齢の方が増えていく中で「自然ですよ」と言うのは、なかなか難しくなってきています。

伊庭委員

すごく暑いときに、通風はしない方が、むしろ体にいいというのもあります。 そういうときも、例えば屋根に、きちんと断熱と遮熱をしておけば、それなりに 温度は上がらずに済んだりもしますので。

ひとえに断熱と言ってしまうと、逆に暑くなるみたいなイメージを持たれることもあるんですけれども、断熱する部位であったり、それをすることによって、どういう効果が出るのかというのを、私たちの仕事だとは思うんですけど、ちゃんと示していくべきかなと思っています。

髙田部会長

議論しないといけない問題としては、そういうことはありますね。この町家の 普及ということと、エネルギー的なものの在り方とか、それから、改修のときに 断熱性能を上げればいいかというと、それによって結露が出てくることもあるの で、断熱というものをあまり短絡的に考えないという、いまのご指摘でした。

宗田委員

いわゆる高気密・高断熱の省エネ住宅基準を京都に持ち込まれることに関して 非常にナーバスになっています。いまおっしゃったように、例えば町家でも伝統 があるだけではなくて、これだけ温暖化が進んでいるとなったら、ちょっと天井 裏の換気を促進してあげることで2階の温度環境、熱環境を変えるとか、いろい ろな工夫が、きっとあると思う。

伊庭委員

それはできると思いますし、その工夫で、どのくらい効果があるかということは、いろいろなシミュレーションでも出したりしています。

宗田委員

あと住まい方の問題もあって、これから団塊の世代の人が後期高齢者になっていくのが、もう間もなくですが、そうなったときに、戦前生まれの高齢者の方と、戦後生まれの方は、住まい方がかなり違うものです。例えば、積極的に冷房を使ったり、いまは特に室内での熱中症の問題とかいうのも、だいぶ暮らし方が変わってくるだろうとか、いろいろなことが変化すると思うんです。

そのときにストック住宅をうまく活用しながら、エコで、かつ省エネで、うまく暮らしていくというようなことが教えられると、町家はよかったということになる。いまのままでは、町家に気持ちよく住むなんていうことは、とてもできないのであって、そこを、どう伝えていくかは大事ですね。新町家に必要なことでしょうね。

髙田部会長

ほかには、いかがでしょうか。

木村委員

夏の暑さについて。私,自分の家でつくっているんですけど,2階の階段の上の屋根が開くようにしています。これは夏だけですけども、開けておくと非常に風が抜ける。なおかつ、一番暑いところへ空気が集まるので、ちょっと指をぬらすと風が通っているのが分かるんですね。なおかつ昼間は電気が要らないんですね。屋根が開かなかったら要るんですけれども。

それと、誰もしないのが不思議ですけど、夏場に屋根の上へ水をまいてやる。

伊庭委員

夏場は効果があると思いますね。

髙田部会長

ものすごく効果はありますよね。

木村委員

京都の北山の丸太を保存しているところに、安物の鉄板なんですけど、ある一定の温度になったら上からスプリンクラーみたいなので、しゃあっと水が出て、5分か10分、水が出ると温度がどんと落ちる。そういうことも一つは考えんとあかんのかなと。

宗田委員

昔, トタン屋根の校舎にいるときは, 夏によくやっていました。生徒が屋上に 上がって, みんなで水をまく。

木村委員

瓦屋根であっても、棟のところに水道のパイプを1本、穴を開けておいて、下で、ぴっとやると、しゃあっと落ちると。

宗田委員

雨水をためておくといいですね。

梶原委員

センサーで、一定の温度になったら、ぱっと出てくるようなかたちを取ればいいですね。

木村委員

雨水をためるとか、そういうことも考えたら非常に有意義な設備ができるのかなと。ただ、設備をするのに、ちょっとだけお金が掛かりますけど、知れていますよね。

伊庭委員

どちらかというと、屋根にちゃんと断熱を敷く方が、部屋としては効果が高い。

木村委員

屋根の断熱は、ちゃんとしておかないと冬場が困るのでね。夏場は水でいけるけど。

伊庭委員

屋根の断熱は、体感上の効果は夏の方が感じます。

木村委員

なるほどね。

伊庭委員

1軒,町家で試験的に天井に断熱材を敷かせてもらったんですけど,温度としては,たぶん1度ぐらいしか変わっていないんですけれども,中に暮らされている方の体感としては,あせもがなくなったとか,すごく涼しくなったという。体感上ですね。データとしては,そんなに変わっていなかったんですけど。

木村委員

それと、部屋の天井の高さを、いまは2400ぐらいなんですけど、これを50センチ上げたら、ここの温度は、うんと変わるんですね。

伊庭委員

そうですね。熱気が上にたまって。

木村委員

高さ方向の利用方法も考えてやると、だいぶ違うのかなと。

宗田委員

昔、イタリアに留学し始めたころに驚いたのが、イタリアの映画館は主に夜、営業するんですけど天井が開くんですね。屋根が大きく開いて、そこで映画をやっているんです。外が暗いので平気なんです。クーラーも何もないんですけど、こういう建築もあるんだと思って。

髙田部会長

木村棟梁に伝統工法の話を伺いたいんですけれども、いまは伝統工法であれ、 在来工法であれ、工法自体が、もうプレカットがどんどん進んでいて、いままで の技能を、どういうふうにして、どこでトレーニングして、どこで生かしたらい いのかというようなことも含めて、木造建築に関する技能、技術の展望みたいな ものが、なかなか語りにくくなってきているんですが、どういうふうに、この新 町家というものを誘導していけばよいか。

少なくとも、伝統工法の既存の町家がきちんと改修できるとかいうことが、技 術を継承していくことがなかったら、こういう議論も、まったく意味がなくなっ てしまうので。

木村委員

消えてしまいますね。

髙田部会長

どこがネックなんでしょうね。

木村委員

仕事の量ですね。結局、継続的に、そういう仕事が、ずっと続いていれば、職人というのは自動的に、仕事をしたら覚えるんです。紙に書いて、職人に覚えると言っても、まず覚えられません。仕事があって初めて、ずっとつながっていくので。

いま,それを辛うじてやっているのが文化財だけです。文化財だけは基本的に 絶対,元に戻すという大前提で仕事をしておられるので,ばらして,ある時代に 変な仕事をしていたら,もう一回,それは元のときまで追求して,これはおかし いから,これはやめて戻しましょうというところまでやっておられる。

檜皮とか、かやぶきとか、そういうものを途中で瓦に変えたような建物が結構 あるので、そうなると、軸組みのはりから変えないと重さが違うんですね。そん なことをやっているところもあるので。それはもう、逆に軽い方に変えましょう というような仕事へ、文化財の方も戻しておられるけれども。

ただ、文化財では職人は育ちません。はっきり言って。いま文化財へ行っている職人は、町でほぼ一人前になった者が文化財へ行きますけれども、文化財で育った人間は、ほとんど仕事ができない。われわれが1日でやるのを向こうは10日かかってやっている。

ちょっと、それは大げさな言い方なんですけれども、そんなので世の中には通 用しない。いま通用しているのは、京都で二つか三つしかないのと違うかな。神 社仏閣をやっているのは。

宗田委員

文化財はともかく、一般的な建築現場で日本人が、これからどんどん足りなくなっていきますね。

木村委員

足りなくなっていきますね。

宗田委員

いま建築・建設現場での外国人労働者の受け入れについて、今般の国会でも、ずいぶん話題になっていることですけど。東京や東北と比べると、京都は、まだまだ日本人の技術者が残ってくれる方ですけど、その中で一般の住宅としての新町家をつくっていかないといけない。もちろんプレハブもマンションもそうですけど。

その現実を考えると、あまり、ここで高いハードルをつくってもということと、 もう一つは、もし、ここで木造建築システムということを要件としてあげるなら、 分かりやすいような、外国人でもできるような木造の町家のつくり方を真面目に 考えないといけなくなると思うんです。

イタリアだと、修復の仕事がたくさん出ているのにアラブ系の人とか、アフリカ系の人に働いてもらうというのをマニュアルづくりまでしている。日本も、そんなに遠くない、私が生きているうちに、たぶん、外国の人たちに頼らないといけなくなります。

いま残っている京町家保全・継承条例で指定町家をつくっているんだけど、その修復現場に、そういう人たちがあふれてくる時期が間もなく来ると思います。

髙田部会長

いまの話は、論点として、どこかで議論しないといけないんだけれども、工法 も含めて、それを、より簡略化していくとか、そういうふうに考えるべきなのか、 それとも、外国人でかなり器用な人もたくさんいるわけで、機会さえ提供すれば 伝統構法をきちんと継承できる可能性はあるのではないかと思います。しかしト レーニングの場がなければ、そんなことはできないわけです。

しかし、そういうふうに考えるべきなのか、それとも工法自体の継承よりも合理化を考えた方がいいのかという、そこは、かなり難しい話だなと思うので、それも含めて議論をすべきだと思います。

宗田委員

この京町家に代表される日本建築の美の世界は、日本を一歩出たら、もう韓国に行っても、この精密さはないし、まして南の方に行ったらミリの単位がないというぐらいでつくっていますから、この大工技術というのは、かなり特殊で、京都は、さらに、それが研ぎ澄まされていて、どこまで、この水準を要求するんだ

という問題があると思います。

髙田部会長

でも、機会をつくれば日本人だったらいけるかというと、そんなこともないと 思います。だから、つくり手の話を置き去りにして、この話はできないと思いま すので、そういうことも、ぜひどこかで議論をさせていただければ。

中嶋委員

木村棟梁がおっしゃったように、仕事が必要なんだというときに、その仕事を 選んでもらえるようにしなければならないと思います。だから、技術側の問題も あるんですけれども、住まいを建てる人が何らか、伝統技術でつくることに魅力 なり、メリットを感じなければ選んでいただけないわけですね。

なので、やはり、そこは考えていかなくてはいけなくて、簡略化することでは なくて、どうやったら魅力として選んでいただけるかという、その方向ですね。 そこは、この議論の中で出てきてもいい話かなと思います。

宗田委員

その仕事量で言うと、町家再生の仕事は、いまかなり増えているんです。これが、あとどのくらい増えるかというのを計算しているんです。こなせるかどうかというのはあるんだけれども、指定町家とかをしながら、ずっとやっていっても、いまの水準を2割超えることはないだろうと思います。いまでも十分、仕事は回っている方なんだけど。

20年前に京町家再生を進めるときに、仕事がないのでというので大工さんに町 家再生の仕事を出せば覚えてくれるしというので、棟梁塾とかも、いろいろやっ てきたわけです。だから常に、その仕事の量というのは、われわれも意識して、 まさに毎年数えてやってきているんですけど、そんなに増えはしないと思います。

大工さんと、もともとあった建売住宅とかハウスメーカーさんの、いわゆる住宅市場の中における大工さんの仕事が今後どうなるか。それは、たぶん、もう増えることはない。減ってくる。町家再生も2割ぐらいしか増えないという状況で、人口が減ってくる、職人さんの数が減ってくる。

その辺が、住宅市場としての、誰がつくるかということと、どのぐらいの需要があるかということを見ないと駄目なんですけど、ちょっとわれわれが想像のつかないような状況が、これから発生してくるのではないかと思います。冒頭言ったことですけど、古い常識では予測がつかないような、次の10年、20年が、きっとあるだろうと思います。

髙田部会長

ほかにいかがでしょうか。今後、議論すべき論点を、できれば、いま考えられる範囲で挙げておいていただいたらと思います。

木村委員

趣のある町並みという言葉があるんですけれども、やはり新しいものを建てて、 隣の古いのと並べて恥ずかしくない町並みにするべきです。 さっき中嶋先生がお

っしゃいましたけど,「少なくとも,通りだけは揃えて」というようなお話。自 分のところだけセットバックというようなことをせずに。

京都の町家は、昔からですけど、自分のところだけ目立たないんですね。京都 の町家というのは全部、羽織の裏みたいなもので、家の中でぜいたくしているん です。

ここは本座敷なんですけれども、たぶん真と違って行か草なんです。まず、な げしが丸太というのは、たぶん行か草の範囲まで行っているので、そうすると、 この人は面白いことを考えはったなと思います。

宗田委員この下階に真の座敷はあるんですね。

若村委員そうです。

中嶋委員
下階の座敷が角のなげしです。

木村委員 ここは来客用の部屋なんですね。これが、ほんまの座敷なんです。下は家の座 敷なんです。家族用の座敷と、家そのものがお客さんを迎えるのは、ここなんで す。

宗田委員 つくりが、ちょっと凝っていたりするわけですね。

木村委員 そういう面からいくと、ここは結構、くだけた人が自分の家をつくらはったん やなと思います。だから相当、見識が高い。

宗田委員これは何年築でしたか。

若村委員 昭和7年,86年前です。

木村委員 この家を建てられた人は相当にグレードが高い。天井も尺6・5という非常に幅の広い板を使っているので。だから立派な家なんですけど、相当、遊び人やな。普請道楽で言う遊び。

宗田委員 いまおっしゃった真行草と、書体は当然なんだけど、食文化にも真行草はある わけですね。

木村委員ありますね。

宗田委員 もちろん食事の器の並べ方、花の生け方なんて一番うるさいですね。千家流な

んかは、まさに、それだけでやっている。

それが全部セットになって生活文化で、そこに楽しみがあるんですが、そういうことが何か、マンションや家を選ぶときに、「うちはお父さんがこういう趣味だから、狭くてもいいから真のお座敷を一つつくりたい」というところに200万円ぐらい使ってくれるお客さんがいると、京都らしくていいですね。

木村委員

いいですね。

宗田委員

お庭に金を掛けてもいいし、もちろんユニットバスにお金を掛けてもいいんだけど、ちょっと、そういうしつらえにお金を掛ける。そうすると職人さんも喜ぶし、京都らしいし。そうすると、お料理の方も、お花の先生も、お茶の先生も喜ぶ。そういうつながりを、もっと大事にする方がいいですね。そういうセットで京都の文化をプロデュースできないといけないですね。

髙田部会長

逆に、そういうことを誘導しようと思ったら全部つくり込まないことが大事で。 それは、取りあえずコストダウンの方にいって、あとは自由にやってくださいと いう考え方。

町家は、やっぱり骨だけだから長くもっていると思うんです。全部付けてしまっていたら、ある特定の時期のニーズにしか合わないということになると思いますから。そこも家のつくり方が、だんだん変わってきていますので、なかなかインフィルがはがせない。

宗田委員

ヨーロッパは、イタリアでもフランスでも、古家を買った若い夫婦が何十年もかけて骨董品を集めてきて、それを飾っていく。ちょっとおしゃれなペルシャじゅうたんを入れてみたりする。人生をかけて、ローマの街角にある小さな家とか。そればかりを考えて、バカンスでフランスに行ったときも骨董品屋に行ったり、家具の値段を見たりして、それが安くなったところを見計らって3年目くらいにようやく手に入れて、ベネチアの家に持ってきて飾るとか。それだけで、ずっと10年ぐらい楽しめるみたいな、そういう住生活の文化、古いものを大事にする、ストックを大事にする文化があるじゃないですか。

中嶋委員

新築の家に入れないんですね。歴史のあるものを買って、そういうことをされるパターンはわりと分かりやすくて。なので、今度は新しくつくるものに対することなので、そこが一番、論点として難しい議論になっているので。

宗田委員

ああ、そうか。ちょっと誤解していました。

中嶋委員

先ほど棟梁がおっしゃったように町並みということを考えると, そこをどう捉

えるかというのと、内部をどう考えるのかというのはセットではあるんですけれ ども、もともと、これは「まちなみ」と読むのではなくて、近世の文書で読むと 「ちょうなみ」と読むのが正しいと言われています。

町並みというのは、その町の格に合わせてくれという意味なんですね。うちは、こういう町内だから、この町並みの表構えにしてもらわなければ困るという意味なんです。それは、お金にもあるんですね。「町並みのお金を払ってください」というのは、みんなでそろえて。

ただ、いまは町並みがなくなってきているんですが、その格を表す町の顔になるもの。顔ではないんですけれども、ここに住むからには、こういうしつらえにしてもらわなくてはいけない、これが町並みに合わせることなんだ、ということ。そういう思いが出てくるといいですけれども。

でも、皆さんそうですよね。やっぱり、それが大事だと思うんです。その町に住むということの緊張感であったり、そのたたずまいというものに誇りを持つというのは。

木村委員

昔は、ここの町に住もうと思ったら勝手に住めなくて、ちゃんと町役にお願いして、こういう者が、ここへ住まわせてもらうと言って、「あんた、あかん」と言われたら住めなかった時代があります。ちゃんと町で決めている規約があったみたいで、その代わり、町が自治をやっていたというのも、それですよね、一つは。

宗田委員

いまでも建築協定があるところだと、まさに、そういう仕組みですね。

髙田部会長

ほかに何か、論点として、新築等京町家の議論としてやっていくべきことがあれば、ご指摘を。リノベーションの話としても、まだいろいろ論点はあると思うんですけど、何かお気付きの点があったら。

宗田委員

繰り返しになりますが、現代の住まいのニーズということを、もうちょっと幅広く捉えた方が良いと思います。例えば、いろいろな新築があると思うけれども、いま非常に増えているシングルマザーの家庭の方が賃貸住宅でお住まいになるような家を供給する場合も、こういう共同住宅とか長屋とかいうことがあるけれども、そういうものとか。それから、ご高齢も含めてですけど、施設に入る前、お一人暮らしの女性が仲間で入れるような。ちょっと年を取ればグループホームとかになるんですけど。

そういう町の中にある住宅を、いますでに家をお持ちの地域の方が上手に経営しながら、いろいろなタイプの方を受け入れてくれるようなところでも、町家の知恵というものが、継承すべき「いえ」と「まち」の関係性になってくると思うので、そういうことも議論できるといいと思いますし、町並みということを幅広

く捉えられるといいと思います。

髙田部会長

いまの町並みの関連で言うと、行政的な意味での町家の定義というものと新町家の関係が、どこかで問題になってきそうだと思います。一方で、外観が問題ではないという議論もありましたけれども、外観によって京町家の定義をしている側面もあるわけですね。そういうことを、どういうふうに、今回の新築等京町家では扱えばいいかということも一つの論点として出てくるかなと思います。

先ほどの町並みの話を延長すれば、要するに周辺との関係、あるいは、その地域の町並みの根拠とすべき建物との関係ということが本質的であって、格子が付いているとか、そういう条件によって考えるよりも、やはり関係性の中で決まっていくと思いますけれども、それを施策として展開するときには非常に難しいですね。

そういうことも少しお考えいただいて,できるだけ名案を出していただければ と思います。

中嶋委員

あと、やはり立地ですね。平成の京町家の場合も、町中に建つ町家と、いわゆる旧街道とか郊外の住宅地では明らかに建物の建て方が違ってくるので、それは分けて考えていかざるを得ないのか。

今回も町中の、いわゆる町家というものを対象にするのかというのも、どっち なんでしょうということですけれども。

髙田部会長

要するに、京都市全体を対象にした話なのかどうかということですね。京都市の立場からすると、どうですか。これについては。

事務局

特に都心部に限るということでは考えていませんが、われわれも内部で議論する中で、いわゆる町中の町家というものと郊外の住宅というのは、建て方も含めて違う面があるのではないかということがあります。

そこで幾つかの類型に分けて整理するやり方もありますし、もしくは、まずは 町中のものを考えて、その幾つかの基準について、少し削ったり、もしくは少し かさ増しすることによって、郊外型のものにも適用できるとか、そういった考え 方もあるのかなとは思っております。

髙田部会長

それでは、いま考えられる論点としては、いま出していただいたような事柄で よろしゅうございますか。

これを事務局で整理していただいて、材料の問題、構法の問題、外観の問題とか空間の問題とか、あるいは町との関係、環境の問題、コスト、それから技能・技術の問題、立地の問題。それから寸法の話も議論に出ました。

そういうことも含めて、要するに幾つかの側面というものを、京町家という問

題を捉えるときに、どういう側面で捉えるかということを整理した上で、そこに グレードという言葉が出ましたけど、幾つかの選択肢を考えていくというような ご議論をいただいたと思います。

それから、現代の生活ニーズと伝統的な生活文化との関係を、どういうふうに 理解し、どういう方向を展望すればいいのかということについても、より本質的 な問題として、この部会の中で継続的に議論しなければいけない課題だというふ うに御指摘いただいたと思いますので、そういうことを次回は、もう一度整理し て、何を議論するのかということを明確にした上で、具体的な議論をさせていた だければと思います。

今日の取りまとめとしては、あまりまとまりませんが、いまのようなことで、 次回に継続審議ということでお願いしたいと思います。

それでは、次回以降の日程について事務局から説明をお願いします。

事務局

(日程の説明)

髙田部会長

日程調整は事務局にしていただくということで、またメールが来ると思います ので、よろしくお願いします。

ご意見等は、この部会の時間に限らず、思いついたときに事務局へということですので、また次の会のときに、その意見も含めて議論させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

4 閉会

事務局

以上をもちまして第1回新築等京町家部会を終了いたします。どうもありがと うございました。

以上